

平成19年10月15日  
健康福祉局  
介護高齢課企画グループ  
内線 2564

## 平成18年度 高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果について

厚生労働省が「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する全国の調査結果（暫定版）を公表したことから、介護高齢課では、これと併せて群馬県版を作成しました。その概要は次のとおりです。（詳細は「別紙」参照）

### 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

#### (1) 市町村における対応状況等

相談・通報対応件数は5件で、うち虐待の事実が認められた件数は0件でした。

#### (2) 群馬県における対応状況等

相談・通報対応件数は1件で、うち虐待の事実が認められた件数は1件でした。

※ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況については、法第25条の規定に基づき、既に県ホームページを通じ公表済みです。

### 2 養護者による高齢者虐待（市町村における対応状況等）

(1) 相談・通報対応件数は181件で、うち虐待の事実が認められた件数は127件（被虐待高齢者数は129人）でした。

#### (2) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」78.7%、「心理的虐待」40.2%、「経済的虐待」34.6%等となっています。

#### (3) 虐待者との関係

「息子」31.7%、「夫」16.2%、「娘」12.4%等となっています。

### 3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

「高齢者虐待の対応窓口の設置となる部局の設置」等組織体制に係る整備については、実施率が高かったが、「早期発見・見守りネットワーク構築への取組み」等関係機関との連携に係る整備については、実施率が低い状況でした。

県では、法の施行に伴い、国・地方公共団体を通じた高齢者虐待の防止に対する体制整備が求められている観点から、全国調査と比較して実施率が低位にとどまった県内市町村における必要な体制整備及びその他の施策の実施について、市町村に対する助言や援助を積極的に行うこととするほか、関係機関や民間団体を通じた連携の強化、支援体制の整備に努めることとします。

## 別紙

# 平成18年度 高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

平成18年度群馬県内における「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」に基づく対応状況等に関する調査結果の概要は以下のとおりであった。

## 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

### 1・1 市町村における対応状況等

#### (1) 相談・通報対応件数

県内38市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、5件であった。

#### (2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「親族」1人、「当該施設元職員」1人、「その他」2人、「不明（匿名を含む）」1人であった。

#### (3) 事実確認の状況

相談・通報総数5件のうち、訪問調査（介護保険法又は老人福祉法に基づく立入検査等を含む）等により事実確認を行ったのは4件であり、いずれの事例も虐待の事実は認められなかった。

### 1・2 群馬県における対応状況等

#### (1) 県が直接把握した事例

群馬県が直接、通報・相談を受けた事例は1件あった。事実確認を行った結果、虐待の事実が認められたため、県では、当該施設に対し、指導及び改善計画の提出を求めた。

なお、市町村からの報告の事例はなかった。

#### (2) 群馬県における公表

養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等については、法第25条の規定に基づき、平成19年6月29日付け県HPを通じて公表済みである。（表1）

表1 群馬県における養介護施設従事者等による虐待の状況

○ 虐待の件数	1件
○ 虐待の状況	
・被虐待者の性別	女
・被虐待者の年齢階級	70～74歳
・被虐待者の要介護度	要介護4
・虐待の種別	身体的虐待
・虐待のあった施設、事業所の種別	介護老人保健施設
・虐待を行った従事者の職種	介護職員
・虐待に対して取った措置	指導及び改善計画の提出

## 2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等（市町村における対応状況等）

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

### (1) 相談・通報対応件数

県内38市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、181件であった。

### (2) 相談・通報者（表2）

「介護支援相談員・介護保険事業所職員」が42.0%と最も多く、次いで「民生委員」が19.9%、「家族・親族」が18.8%であった。

表2 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	76	17	36	27	34	16	19	30	13	2	270
%	42.0	9.4	19.9	14.9	18.8	8.8	10.5	16.6	7.2	1.1	—

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数181件と一致しない。  
 (注2) %は相談・通報対応件数181件に対する割合であるため、100%にならない。

### (3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

相談・通報総数181件のうち、98.3%にあたる178件で訪問調査等の方法で事実確認が行われ、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の総数は127件であった。

以下、虐待判断事例における、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策の内訳等について集計を行った。

(4) 虐待の種別・類型 (表3)

「身体的虐待」が78.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が40.2%、「経済的虐待」が34.6%等であった。

表3 虐待の種別・類型 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人	100	41	51	1	44	237
%	78.7	32.3	40.2	0.8	34.6	—

(注1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数127件と一致しない。

(注2) %は虐待判断事例総数127件に対する割合であるため、100%にならない。

(5) 被虐待高齢者の状況について

ア 性別及び年齢 (表4、表5)

性別では、「女性」が72.9%と、全体の4分の3近くを占め、年齢階級別では、「70～79歳」が最も多くなっている。

表4 被虐待者の性別

	男	女	不明	合計
人	35	94	0	129
%	27.1	72.9	0.0	100.0

(注) 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数127件に対し、被虐待高齢者総数は129名であった。

表5 被虐待者の年齢階級

	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明	合計
人	11	61	44	12	1	129
%	8.5	47.3	34.1	9.3	0.8	100.0

(注) 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数127件に対し、被虐待高齢者総数は129名であった。

イ 虐待者との同居・別居の状況 (表6)

「同居」が88.2%と、9割近くが虐待者と同居であった。

表6 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	112	13	1	1	127
%	88.2	10.2	0.8	0.8	100.0

ウ 虐待者との関係 (表7)

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が31.7%と最も多く、次いで「夫」が16.2%、「娘」が12.4%の順であった。

表7 虐待者との関係 (複数回答)

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	26	8	51	20	18	7	6	9	6	10	161
%	16.2	5.0	31.7	12.4	11.2	4.3	3.7	5.6	3.7	6.2	100.0

エ 被虐待者の要介護度（表8）

被虐待者の要介護度は、「要介護1」が17.8%と最も多く、次いで「要支援」が16.3%となっていた。なお、「介護保険未申請者」も25.6%となっている。

表8 被虐待者の要介護度

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他	合計
人	21	23	16	16	9	5	39	129
%	16.3	17.8	12.4	12.4	7.0	3.9	30.2	100.0

（注） 「その他」の内訳は、介護保険未申請者（30）、申請中（3）、認定非該当（5）、不明者（1）

（6） 虐待高齢者への対応策について

ア 分離の有無（表9）

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護と虐待者から分離を行った事例」が45.7%とほぼ半数の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」も50.4%を占めている。

表9 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%
a 被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	58	45.7
b 被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	64	50.4
c 対応について検討、調整中の事例	5	3.9
合計	127	100.0

イ 分離を行った事例の対応（表10）

「契約による介護保険サービスの利用」が36.2%と最も多く、次いで、「医療機関への一時入院」が27.6%、「緊急一時保護」が19.0%の順であった。

表10 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	21	36.2
やむを得ない事由等による措置	4	6.9
緊急一時保護	11	19.0
医療機関への一時入院	16	27.6
その他	6	10.3
合計	58	100.0

ウ 分離を行っていない事例の対応（表11）

「養護者に対する助言・指導」が54.7%と最も多く、次いで「被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用」が36.0%、「被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用」が17.2%の順であった。

表11 分離を行っていない事例の対応の内訳

	件数	%
養護者に対する助言・指導	35	54.7
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	5	7.8
被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用	11	17.2
被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、 被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用	23	36.0
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	6	9.4
その他	4	6.2
見守り	10	15.6

(注1) %は分離を行っていない事例64件に対する割合であるため、100%にならない。

(注2) 「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

エ 権利擁護に関する対応 (表12)

分離の有無を問わず、「地域福祉権利擁護事業利用」件数が9件、「成年後見制度利用開始済」が1件、「成年後見制度利用手続き中」が1件となっていた。

表12 権利擁護に関する対応

	件数
a 成年後見制度利用開始済	1
b 成年後見制度利用手続き中	1
c a, bのうち市町村申し立ての事例	0
d 地域福祉権利擁護事業利用	9

(注) 分離の有無を問わず、虐待の事実が認められた件数127件について対応した件数

### 3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について（表13）

「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が28市町村（73.7%）、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が21市町村（55.3%）と最も実施率が高かった。

一方、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が7市町村（18.4%）、「早期発見・見守りネットワーク構築への取組」が9市町村（23.7%）となっており、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との連携や調整が必要な項目については、実施率が低かった。

表13 市町村における体制整備等に関する状況（平成18年度末現在）

		法施行前 から実施 ・取組	法施行 後に実施 ・取組	(小計)	19年度中 に実施・ 取組予定	19年度も 実施・取組 予定なし	合計
組織 体制 づくり	対応窓口となる部局の設置	14	14	28	5	5	38
	地域包括支援センター等関係者への 研修	1	9	10	8	20	38
	独自の対応マニュアル等の作成	0	2	2	18	18	38
	成年後見制度の市町村長申立への体制 強化	7	8	15	9	14	38
周知・ 啓発 活動	対応窓口の住民への周知	4	17	21	10	7	38
	講演会や広報紙による住民への啓発 活動	0	12	12	13	13	38
	居宅介護サービス事業者への法の周 知	0	13	13	10	15	38
	介護保険施設への法の周知	0	11	11	6	21	38
ネット ワーク 構築・ 関係 機関 連	老人福祉法による措置に必要な居室 確保のための関係機関との調整	3	7	10	7	21	38
	警察の援助要請等に関する警察署担 当者との協議	0	7	7	10	21	38
	「早期発見・見守りネットワーク」 構築への取組	3	6	9	10	19	38
	「保健医療福祉サービス介入支援ネ ットワーク」構築への取組	2	0	2	9	27	38
	「関係専門機関介入支援ネットワー ク」構築への取組	0	0	0	8	30	38